

西宮市営住宅集会所使用取扱試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例第57条第1項に規定する、市長が使用許可を行う市営住宅集会所における使用取扱について必要な事項を定める。

(使用制限)

第2条 西宮市営住宅条例第64条及び西宮市営住宅条例施行規則第52条の規定のほか、次の各号に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に抵触するおそれがある集会等
- (2) 危険物の持ち込み又は火気の利用を伴う集会等
- (3) 使用人員が2人以下のとき
- (4) 不特定多数の来場者が見込まれる催し等を行う場合で、入居者及び周辺住民の住環境に影響を及ぼす又は、住宅及び入居者等の安全が確保されない等のおそれがあるとき（国・県・市政報告会及び政党・政治団体の個人演説会を除く）
- (5) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持又は反対する集会等
- (6) 公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあるとき
- (7) 中学生以下の者だけの集会で、保護者等の同意書又は付き添いのない集会等
- (8) 飲酒又は飲食を主たる目的とするとき
- (9) 宗教団体等による会議利用に留まらず、布教活動を行う使用（葬儀は社会通念的な催しとして例外とする）
- (10) 第3条の許可なく物品・サービス等の宣伝、勧誘、販売促進、販売及び契約行為を行う使用
- (11) 特定の企業及び団体の宣伝活動並びに勧誘行為を行う使用
- (12) 講師等が自ら受講料等を徴収し主体的に実施する使用

(物品販売、宣伝等許可基準)

第3条 物品の販売及び宣伝等の行為は、次の各項を全て満たす場合を除き禁止する。

- (1) 公用、福祉活動の推進又は慈善のための活動であること
 - (2) 入場料は無料とし、目的及び収益金の主な使途を参加者に明示して行うこと
 - (3) 実施後2週間以内に会計報告書を市（指定管理者）に提出すること
 - (4) 物品の購入が参加条件となっていないこと
- 2 物品の販売及び宣伝等を行う場合、使用者は、事前に市（指定管理者）と協議し、了承を得てから使用許可申請を行うこと。
- 3 物品の販売及び宣伝等を行うにあたり、集会所使用許可と別に許可を得なければならない場合、使用者は必要な許可を得てから集会所使用許可申請を行うこと。

(開催案内ポスター類の掲示)

第4条 集会所の利用にあたって、開催案内のポスターを掲示する場合は、集会所掲示板等所定の場所に掲示することができる。それ以外のポスター類は、「市営住宅におけるポスター等の掲示についての取扱基準」に従い処理するものとする。

2 開催案内のポスター類は使用者が自ら掲示し、使用後速やかに撤去しなければならない。また、掲示物について市（指定管理者）から指導を受けた場合は、使用者は速やかに掲示物を撤去する等必要な措置を講じなければならない。

（使用許可申請の受付）

第5条 集会所の使用許可申請は、使用日の属する月の前月の1日（1月は4日）から受付する。ただし、土曜、日曜、祝日及び休日の場合は、その直後の平日を受付開始日とする。

2 公用の使用許可申請は、随時受付とする。

（使用料の納付）

第6条 西宮市営住宅条例第60条第5項の規定により、使用料を減免することができる使用は、別表1の通りとする。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、集会所の使用にあたって、次の事項を遵守するものとする。

- （1） 使用開始前及び使用後において、管理者に申し出ること。
- （2） 集会所内及び市営住宅敷地内で喫煙しないこと。（加熱式、電子式たばこを含む。）
- （3） 開催案内のポスター類は所定の場所に掲示し、それ以外の掲示はしないこと。
- （4） 騒音、放歌、振動、悪臭及び暴力等により他人に迷惑をかけないこと。
- （5） 施設内の衛生環境を保ち、使用者は、トイレ、給湯室、調理室及び台所等で汚損又は異臭等を発生させないこと。また、使用者は、使用後に清掃すること。
- （6） 集会所以外の場所に入りしめないこと。
- （7） 集会所入口前又は屋外等と一体使用する等、許可を受けた室以外の場所を占有しないこと。
- （8） 住宅敷地内又は周辺道路等に不正に駐車しないこと。
- （9） 使用時間を厳守し、使用時間が終了し次第原状に回復したうえで、速やかに退所すること。
- （10） 施設及び設備等を破損、汚損及び滅失させないこと。また、万一これらの事態が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- （11） 集会所内の物品等付属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- （12） 集会所内及び住宅敷地内に犬又は猫等の飼育動物を持ち込まないこと。
- （13） ごみは持ち帰ること。

（災害時の取り扱い）

第8条 地震や風水害、事故等により、集会所を避難所として開設する必要がある場合は、市（指定管理者）は、集会所の使用を制限することができる。

（使用許可の取り消し）

第9条 集会所の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は集会所からの退去を命じることができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は賠償の責を負わない。

- （1） 第2条に該当若しくは第7条の規定及び市長の指示に違反したとき

- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- (3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき
- (4) その他、市長が特に必要と認めるとき

別表1 (第6条関係)

種別	団体等	減免基準
公用	国・県・市 ただし、公職選挙法が有料とする場合を除く	免除

付則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。